

令和6年度  
第1回 上越市いじめ問題対策連絡協議会

日時：令和6年5月23日（木）

午前：10時00分～11時30分

会場：教育プラザ 中会議室

<次第>

1 開 会

2 挨 拶

3 委員自己紹介

4 説 明

上越市いじめ問題対策連絡協議会について

上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

5 協 議

(1) 上越市いじめの実態といじめ防止等のための取組について

(2) 事例検討

(3) その他

6 閉 会

上越市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

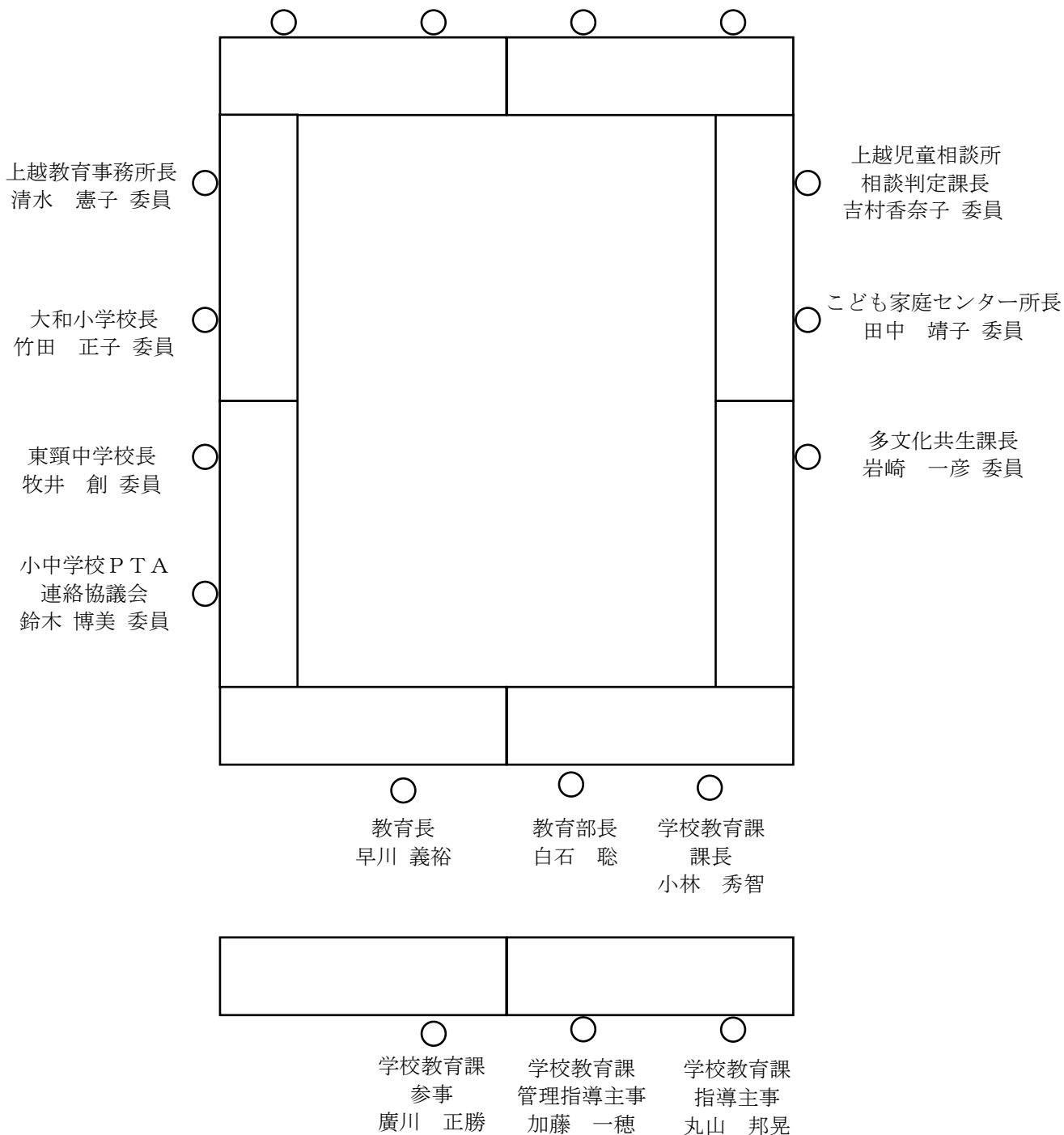
委嘱（任命）の日	氏 名	選出区分	備考
令和5年5月1日	谷 平 修	新潟地方法務局の職員	新潟地方法務局上越支局長
令和6年4月1日	吉村香奈子	新潟県上越児童相談所の職員	上越児童相談所相談判定課長
令和5年5月1日	本多和利	新潟県警察の職員	上越警察署生活安全課長
令和6年4月1日	清水憲子	いじめ防止等の取組に関し識見を有する者	上越教育事務所長
令和6年5月1日	田中靖子	市の職員	こども・子育て部参事 こども家庭センター所長
令和6年4月1日	岩崎一彦	市の職員	多文化共生課長
令和6年4月1日	竹田正子	上越市立小学校及び中学校の校長	上越市立大和小学校長
令和6年4月1日	牧井創	上越市立小学校及び中学校の校長	上越市立東頸中学校長
令和5年7月1日	山崎美枝子	その他教育委員会が必要と認める者	上越市地域青少年育成会議協議会代表
令和5年4月1日	上野裕文	その他教育委員会が必要と認める者	上越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員代表
令和5年4月1日	鈴木博美	その他教育委員会が必要と認める者	上越市小中学校PTA連絡協議会顧問

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

# 令和6年度 第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会 席次表

上越市教育プラザ 大会議室

上越市地域青少年 民生委員・児童委員 新潟地方法務局 上越警察署  
 育成会議協議会 協議会連合会 上越支局長 生活安全課長  
 山崎美枝子 委員 上野 裕文 委員 谷平 修 委員 本多 和利 委員



## 社会的背景

平成 23 年の大津市の中学生のいじめ自殺事件など、近年、全国的にいじめを背景事情とした痛ましい事件が発生し、いじめの問題が大きな社会問題となっている。

### いじめ防止対策推進法

平成 25 年 9 月 28 日施行

### いじめ防止等のための基本的な方針

国の方針：平成 25 年 10 月 11 日策定

平成 29 年 3 月 26 日改定

### 新潟県いじめ等の対策に関する条例

令和 2 年 12 月施行

## 上越市いじめ防止基本方針の策定

平成 27 年 3 月策定

平成 31 年 3 月改定

令和 6 年 3 月改定

いじめ防止等の  
基本的な方向性

市・教育委員会が  
実施する施策  
(組織の設置)

学校が実施する  
施策

重大事態への対処

## 上越市に設置するいじめの防止等に係る組織の概要

防  
止  
に  
向  
け  
た  
取  
組

### いじめ問題対策連絡協議会

- ① いじめ防止等のための対策について協議すること。
- ② 関係機関等相互の連絡調整を行うこと。
- ③ いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項。

<構成員>

法務局、児童相談所、警察署、いじめの防止等の取組に関し識見を有する者、市職員、市立小・中学校長、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。(15 人以内)

### いじめ防止対策等専門委員会<教育委員会に設置>

- ① 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究し、審議すること。
- ② 法第 28 条第 1 項に規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- ③ いじめ防止等のため教育委員会が必要と認める事項。

<構成員>

弁護士、精神科医、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。(6 人以内)

### いじめ問題再調査委員会<市長部局に設置>

市長の諮問に応じ、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について、必要な調査を行う。

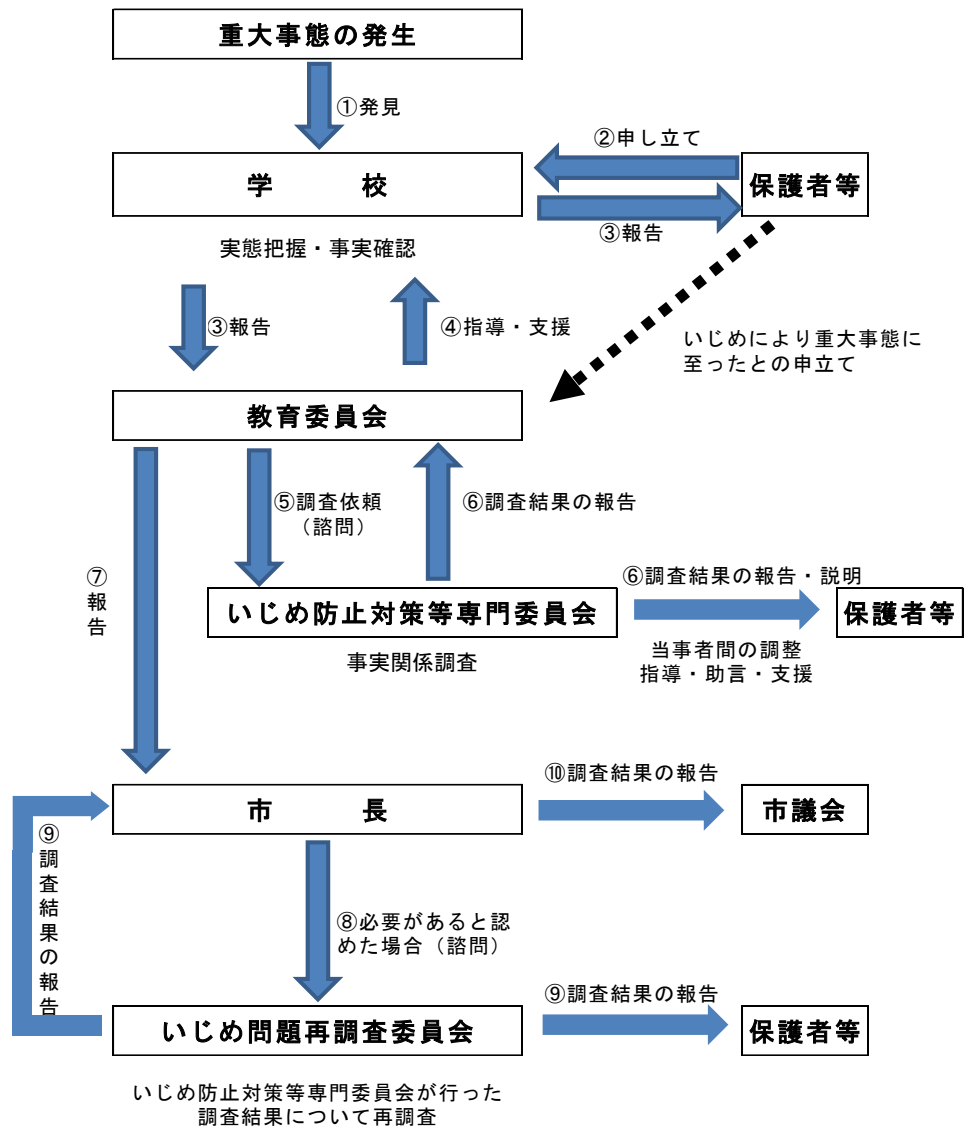
<構成員>

弁護士、精神科医、学識経験者、その他市長が必要と認める者で構成する。

(6 人以内：専門委員会委員と兼ねることはできない。)

重  
大  
事  
態  
発  
生  
時  
の  
組  
織

# 重大事態への対応フロー図



上越市いじめ問題対策連絡協議会

分野	機関・団体等	備考
1	法曹	法務局上越支局
2	防犯	上越警察署生活安全課
3	福祉	上越児童相談所
4	人権	民生委員・児童委員協議会連合会 上越市民生委員児童委員協議会連合会からの推薦
5	福祉	こども家庭センター
6	福祉	多文化共生課
7	教育	上越教育事務所
8	教育	上越市小中学校PTA連絡協議会 上越市小中学校PTA連絡協議会からの推薦
9	教育	上越市地域青少年育成会議協議会 上越市地域青少年育成会議からの推薦
10	教育	上越市小学校長
11	教育	上越市中学校長

上越市いじめ防止対策等専門委員会

分野	職業等	備考
1	精神保健	精神科医 上越市医師会からの推薦
2	心理学	臨床心理士 県臨床心理士会からの推薦
3	社会福祉	社会福祉士 県の所属機関の社会福祉士
4	法曹	弁護士 県弁護士会からの推薦
5	教育	上越教育大学教授・准教授 上越教育大学からの推薦
6	健全育成	スクールソーシャルワーカー 上越教育事務所からの推薦

上越市いじめ問題再調査委員会

分野	職業等	備考
1	精神保健	精神科医
2	心理学	臨床心理士 県臨床心理士会からの推薦
3	社会福祉	社会福祉士 県社会福祉協議会からの推薦
4	法曹	弁護士 県弁護士会からの推薦
5	教育	上越教育大学大学院教授 上越教育大学からの推薦
6	健全育成	上越児童相談所長

# ○上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成 27 年 3 月 27 日  
条例第 5 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 7 条)
- 第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 8 条—第 11 条)
- 第 4 章 上越市いじめ問題再調査委員会(第 12 条—第 14 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の規定に基づき、上越市いじめ問題対策連絡協議会、上越市いじめ防止対策等専門委員会及び上越市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会

### (設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等(法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)の連携を図るため、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第 3 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進について協議すること。
- (2) 関係機関等相互の連絡調整を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項

### (組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟地方法務局の職員
- (2) 新潟県上越児童相談所の職員
- (3) 新潟県警察の職員
- (4) いじめの防止等の取組に関し識見を有する者
- (5) 市の職員
- (6) 上越市立小学校及び中学校の校長
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第 5 条 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

### 第3章 上越市いじめ防止対策等専門委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した場合の調査を行うため、上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第9条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について専門的知見から調査研究し、及び審議すること。
- (2) 法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のため教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第10条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神保健に関し学識経験を有する医師
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、専門委員会について準用する。

### 第4章 上越市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第12条 法第30条第2項の規定による再調査を行うため、上越市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第13条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要な調査を行う。

(準用)

第14条 第5条から第7条まで及び第10条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第7条及び第10条中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(協議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

○上越市いじめ問題対策連絡協議会及び上越市いじめ防止対策等専門委員会規則

平成 27 年 3 月 30 日

教委規則第 2 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 6 条—第 8 条)

附則

**第 1 章 総則**

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成 27 年上越市条例第 5 号)に定めるもののほか、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)及び上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

**第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会**

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会**

(会議)

第 6 条 専門委員会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員が議事に関し利害関係者である場合には、その委員は、会議に出席することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 専門委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 8 条 第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、専門委員会について準用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。